雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

１．市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に対し、安定的な財政措置を講じるとともに、除雪対策を一層推進すること。

　また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金を弾力的に運用すること。

２．雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。